

千葉市介護職員研修受講者支援事業 Q & A

対象者(申請者)について

Q 1 非常勤職員として勤務している。助成の対象になるか。

A 1 常勤・非常勤の別を問わず、介護職として千葉市内の同一の介護施設等に3か月以上継続して就労し、かつ、30日以上従事していれば助成の対象になります。

Q 2 令和6年4月に介護職員初任者研修を修了し、現在、介護施設に勤務しているが、助成対象になるか。

A 2 申請日において、研修修了から1年以上経過している場合は、助成対象になりません。なお、介護福祉士実務者研修についても同様です。

Q 3 研修を修了し、市内の介護施設等に勤務していたが、現在は退職している。申請可能か。

A 3 申請日において、介護職として千葉市内の同一の介護施設等に3か月以上継続して就労し、かつ、30日以上従事していれば対象となります。

Q 4 DV被害者で、現在の住所を証明できないが申請可能か。

A 4 個々のケースで判断させていただきますので、介護保険管理課までご連絡ください。

Q 5 事業者の代理申請は可能か。

A 5 本人申請を原則とします。事業者が代理で申請しなければならない特段の事情がある場合は、介護保険管理課までご連絡ください。

対象となる経費及び領収書について

Q 6 助成対象とする経費は。

A 6 受講料及び教材費とします。入学金や交通費等は助成対象外です。

Q 7 通信講座で研修を受けたが、助成の対象になるか。

A 7 対象になります。

Q 8 受講費用を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や払込受領書等しかない場合でも申請は可能か。

A 8 研修事業者（資格養成校等）が申請者本人宛に発行した領収書が必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。

Q 9 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A 9 必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の再発行を依頼してください。

Q 10 クレジットカード払いにしたため領収書がない場合はどうするのか。

A 10 申請は、領収書を添付しての申請を前提としていますが、研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

Q 1 1 分割払いの設定をし、申請時点で支払いが完了していない場合はどうなるのか。

A 1 1 申請の時点で支払いを完了し、支払いを終えたことを証明する書類（領収書）を提出しなければ、助成対象になりません。

Q 1 2 分割払いの場合に生じる手数料は助成対象となるのか。

A 1 2 助成対象ではありません。

Q 1 3 介護職員初任者研修の修了試験に合格できなかったため、再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は助成対象となるのか。

A 1 3 修了試験に合格した方との公平を図るため、再試験等の追加費用については、助成対象としません。なお、介護福祉士実務者研修についても同様です。

Q 1 4 受講費用について、他の公的制度（教育訓練給付、千葉県の給付事業等）で一部費用の助成を受けたが、残りの金額について、本助成制度でも助成を受けることは可能か。

A 1 4 本助成制度の対象となりません。他の公的制度により既に助成を受けている場合には、対象外になります。また、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業等による貸付を受けている場合も本助成制度の対象外となりますのでご注意ください。

Q 1 5 受講費用について、研修修了後、研修事業者からキャッシュバックがあった場合や勤務先の運営法人から助成を受けた場合は申請できるか。

A 1 5 研修事業者や勤務先である介護保険サービス事業所の運営法人から、受講費用について助成（キャッシュバック・還付・補助・手当など）を受けた（又は受ける予定の）場合、受講費用から当該助成等の額を引いた後の経費が助成対象となります。申請書に助成を受けた（又は受ける予定の）額を記入し、その額が確認できる書類を添付してください。

Q 1 6 初任者研修の費用助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けられるか。

A 1 6 対象になります。ただし、申請に関する書類はそれぞれ作成し別々に申請を行ってください。

その他

Q 1 7 定員を超える申し込みがあった場合はどうなるのか。

A 1 7 申請期間終了までの間で先着順により決定します。ただし、申請額によっては定員を超えても申請可能な場合がございます。介護保険管理課までお問合せください。

Q 1 8 市町村税に滞納がないことの証明書はどのようなものか。

A 1 8 市町村で定められている市町村税を、申請者が滞納していないことを証明する書類です。「滞納無証明書」、「納税証明書」等、市町村により名称が異なるため、住所地の税関係部署にお問い合わせください。証明書が年度毎に分かれて発行される場合は、申請する年度を含めた、過去5年分の証明書を取得していただきます。詳しくは、介護保険管理課までご連絡ください。

Q 1 9 申請日とはいつか。

A 1 9 申請日は、申請書及び添付書類を千葉市に提出した日（郵送の場合は千葉市に到着した日）です。